

結婚新生活支援事業に関する質問

※質問および回答については、例示となります。

詳しくは要件などをご確認ください。

対象者について

Q1

令和2年12月31日に婚姻届けを提出しましたが、補助の対象になりますか？

A1

対象になりません。令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された方が対象になります。

Q2

売買（賃貸借）契約した住宅へ、引越も住民票の異動もしていませんが、補助金の対象になりますか？

A2

対象になりません。申請するまでに、当該住宅へ引越及び住民票の異動を終えてください。

Q3

夫（妻）はさぬき市に住んでいますが、妻（夫）は他の市に住民登録されている場合は、対象になりますか？

A3

対象になりません。夫婦ともにさぬき市へ住民登録されている方が対象になります。

Q4

配偶者の実家に市外から転入（市内で転居）してきましたが、対象になりますか？

A4

引越費用が発生していれば対象になります。

Q5

再婚した夫婦も補助の対象になりますか？

A5

対象になります。

Q6

配偶者と令和3年1月に離婚し、同一の配偶者と令和4年1月に再度婚姻届けを提出、受理されました。対象になりますか？

A6

当該期間内で、同一の配偶者との再度の婚姻は対象になりません。

Q7

過去に、市外から転入した際に他の補助金の交付を受けましたが、結婚新生活支援事業の申請はできますか？

A7

過去に他の補助金等を受けている場合、対象とならない場合がありますのでご注意ください。

【例】

・夫婦のいずれかまたは両方が、過去に国または他の地方公共団体におけるこの支援金と同様の趣旨による補助金等の交付を受けたことがある場合は、対象になりません。

・夫婦のいずれかまたは両方が、さぬき市結婚定住奨励事業による商品券の交付を受けたことがある場合は対象になりません。

・夫婦の同一世帯に、さぬき市 UJI ターン移住支援事業補助金の交付を受けた方がいる場合は申請できません。

対象経費について

Q8

どのような費用が対象になりますか？

A8

①住宅取得費（婚姻を機に新たにさぬき市内の住宅を取得した購入費）

②住宅賃貸に係る費用（婚姻を機に新たにさぬき市内の住宅を賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）

③引越費用（婚姻を機にさぬき市に転入し、または市内で転居する際に要した費用のうち引越業者または運送業者への支払いに係る実費が対象になります。ただし、不要になった家財道具の処分に係る費用は対象外です。）

上記について、令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った費用が対象になります。交付申請日以降に発生する費用は対象になりません。

支援金の額は【①または②】と③を合わせた額で、1世帯あたり上限30万円です。

なお、①～③について、勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該手当の支給分を差し引きます。

また、さぬき市移住促進家賃等補助金の交付を過去および現在受けている場合は、③引越費用のみが対象になります。

Q9

いつまでに支払った費用が対象になりますか？

A9

令和3年1月1日から令和4年3月31日までにおいて、交付申請日までに支払った費用が対象になります。1世帯あたり30万円（上限）を交付することから、対象経費の合計額が30万円になる見込みがある場合または30万円に達した場合は早目に御相談ください。

Q10

対象とならない費用はありますか？

A10

例えば、土地の購入費、住宅ローン手数料、駐車場代、リフォーム費、増改築費、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金、不要品の処分費、レンタカーの借用代、業者以外に依頼した引越の謝礼等は対象になりません。

この他については、お問合せください。

Q11

引越費用の領収書の名義が新婚夫婦以外ですが、対象経費になりますか？

A11

対象になりません。契約書、領収書などの名義は、新婚夫婦である必要があります。

Q12

新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費または住宅賃貸に係る費用は対象になりますか？

A12

対象になりません。契約書、領収書などの名義は、新婚夫婦である必要があります。

Q13

契約名義人が新婚夫婦の親であり、新婚夫婦が親に住宅取得費または住宅賃貸に係る費用相当分を支払っている場合、対象になりますか？

A13

対象になりません。契約書、領収書などの名義は、新婚夫婦である必要があります。

Q14

婚姻を機に父の所有するアパートの1室を賃借しましたが、住宅賃貸に係る費用対象になりますか？

A14

新婚夫婦の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅のため、対象になりません。引越費用のみ対象になります。

Q15

勤務先から住宅手当が支給されていますが、申請できますか？

A15

申請できます。当該住宅手当分を控除した額が対象経費となります。

Q16

令和3年1月1日から令和4年3月31日までにおいて、複数回の引越をした場合、2回目以降の引越に係る費用も対象になりますか？

A16

対象になりません。令和3年1月1日から令和4年3月31日までにおいて、2回以上転入または転居した場合は、当該期間内における最初の転入または転居に係る費用のみが対象になります。

Q17

いったんアパートを賃貸しましたが、その後、住宅を購入した場合、どちらの費用も対象になりますか？

A17

令和3年1月1日から令和4年3月31日までにおいて、2回以上転入または転居した場合は、当該期間内における最初の転入または転居に係る費用のみが対象になります。

Q18

婚姻日より前に、さぬき市内の住宅を購入（賃借）しましたが対象になりますか？

A18

婚姻を前提に同居するため、または同居する予定で住宅を購入（賃借）したことが、住民票や契約書、誓約書などで確認できる場合は、婚姻日以前に発生した住宅取得（賃借）・引越に関する費用も対象になります。

なお、当該費用で、令和3年1月1日～令和4年3月31日までに支払ったものが対象になります。

さぬき市移住促進家賃等補助金に関して

Q19

現在、さぬき市移住促進家賃等補助金の交付（初期費用＋家賃補助）を受けていますが、結婚新生活支援事業で申請できますか？

A 1 9

申請できますが、引越費用のみ対象となり、住宅賃貸に係る費用は対象外になります。

Q 2 0

過去に、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていました。交付期間が終了した後、婚姻し、配偶者が引っ越してきました。結婚新生活支援事業の申請はできますか？

A 2 0

申請できますが、引越費用のみ対象となり、住宅賃貸に係る費用は対象外になります。

Q 2 1

過去に、さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱に基づく補助金の交付(家賃補助)を受けていました。交付期間が終了した後、婚姻して住宅を購入しました。結婚新生活支援事業で、住宅取得費用の申請はできますか？

A 2 1

申請できます。

さぬき市 UJI ターン移住支援事業補助金に関して

Q 2 2

独身のときに、さぬき市 UJI ターン移住支援事業補助金の交付を受けましたが、結婚新生活支援事業の申請はできますか？

A 2 2

夫婦の同一世帯内に、過去に当該補助金の交付を受けた方がいる場合は申請できません。

定住促進奨励金に関して

Q 2 3

結婚新生活支援事業で住宅【取得】費用について支援金の交付を受けました。定住促進奨励金の申請はできますか？

A 2 3

申請できません。

Q 2 4

結婚新生活支援事業で住宅【賃貸借】費用について支援金の交付を受けました。定住促進奨励金の申請はできますか？

A 2 4

申請できます。

結婚定住奨励事業に関して

Q 2 5

結婚新生活支援事業で支援金の交付を受けましたが、結婚定住奨励事業の申請はできますか？

A 2 5

申請できません。

Q 2 6

過去に結婚新生活支援事業の支援金の交付を受けました。その配偶者とは離婚したので、新しい配偶者と結婚定住奨励事業の申請はできますか？

A 2 6

申請できません。

三世代同居・近居支援事業に関して

Q 2 7

結婚新生活支援事業で支援金の交付を受けましたが、三世代同居・近居支援事業

の申請はできますか？

A 2 7

申請できます。